

令和5年10月12日

芦屋市予防接種実施医療機関 各位

芦屋市こども福祉部こども家庭室  
こども家庭・保健センター

### 定期予防接種における過誤接種と事故防止について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

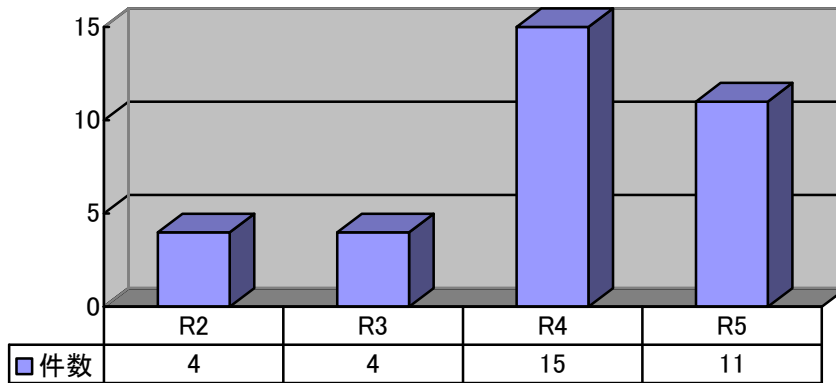
平素は、予防接種行政の推進についてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、皆様におかれましては、「芦屋市定期予防接種実施要領」と「芦屋市予防接種事故防止マニュアル」に基づき、予防接種を実施くださっていることと存じますが、令和4・5年度において発生した過誤接種の件数が増加傾向にあります。

つきましては、下記のとおり過誤接種について報告いたします。今一度、前述の実施要領とマニュアルを確認の上、定期予防接種を実施くださいますようお願い申し上げます。

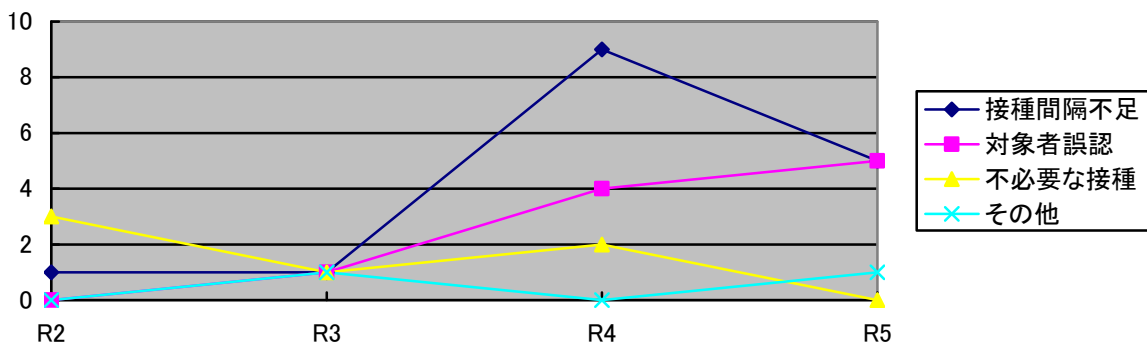
### 記

#### 1 過誤接種件数の推移



(注) R5 は 9 月末までの集計結果です。

#### 2 過誤の内容(年度・件数別)



### 3 過誤接種の原因

過誤の内容	原因
接種間隔不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接種間隔を数え間違えた。</li> <li>○確認が不十分であった。</li> <li>(例)・シングルチェックで確認を済ませた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診票にある1か月以内の接種歴の記載を見落とした。</li> <li>・標準的接種年齢であることのみを確認し、前回との接種間隔の確認を怠った。</li> </ul> </li> </ul>
対象者誤認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被接種者の年齢のみを確認し、学年を確認しなかった。</li> <li>○接種医が、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期予防接種特例措置」が接種後でも手続き可能であると認識していたため。</li> </ul>
不必要な接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接種履歴が母子健康手帳に記録されておらず、被接種者とその保護者も記憶していなかったため。</li> <li>(その後、別の医療機関にて未接種であると認識し、二重接種した。)</li> <li>○母子健康手帳の「その他の予防接種」ページの記録を見落としたため。</li> </ul>
期限切れワクチンの使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワクチンの適切な管理ができていなかった。</li> <li>○接種前にワクチンの使用期限の確認を怠った。</li> </ul>
接種器具の不適切な扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○針とシリンジの接続が弱かったため、バーストした。</li> </ul>

### 4 留意事項

- (1) 過誤接種や健康被害を防止するため、「芦屋市予防接種事故防止マニュアル」を再確認の上、予防接種を実施くださいますようお願いいたします。
- (2) 事故防止には、接種医の他、受付や看護職の協力も必要不可欠です。各医療機関内において、本件について周知くださいますようお願いいたします。
- (3) 過誤接種発生時の対応について
  - ・医療機関に過失があると市が判断した場合は任意接種扱いとなり、ワクチン代・手技料ともに市への請求はできませんので、ご了承ください。
  - ・「予防接種における間違い(過誤)報告書」の作成・提出が必要です。作成に当たり、医療機関より被接種者に連絡し、以下の内容について確認・説明を行ってください。
    - ①過誤接種のため任意接種扱いとなり、費用は被接種者と医療機関との協議により決定すること、予防接種健康被害救済制度の適応外であること。
    - ②健康被害の有無
    - ③再接種や血液検査等の必要性
    - ④過誤報告書の提出後、市より被接種者に直接連絡がある場合があること。

以上

#### 問合せ先

芦屋市こども家庭・保健センター  
 予防接種担当:元木・植田  
 TEL:0797-31-1586  
 FAX:0797-31-1018